

利根町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年4月11日
利根町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、本指針は、利根町農業経営基盤強化促進基本構想を基に作成した。

町域は、水田や市街地が広がる低地部と台地により形成されており、稲作を主体とした農業生産を展開しているが、農業就業人口の減少や高齢化に伴い農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地の一部が遊休農地となっている。そのような中、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、今後も基盤整備事業を推進していく必要がある。

以上のような観点から、農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう利根町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定める。

なお、本指針は、茨城県等が定めた「平成30年度農地中間管理機構を軸とした農地集積・集約化の推進に関する実施方針」(平成30年4月1日茨城県農林水産部・茨城県農地中間管理機構・茨城県農業会議共同方針)で、「担い手への農地集積率の目標が平成35年度(令和5年度)までに66%」とされたことから、それに合わせて令和5年度を目標とし、令和元年5月に策定したものを令和4年4月の委員改選に伴い、検証・見直しを行ったものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
策定当初 (H30年12月)	1,366ha	29.8ha	2.18%
3年後の目標 (R3年12月)	1,366ha	15.0ha	1.09%
現 状 (R4年3月)	1,366ha	35.5ha	2.60%
目 標 (R6年3月)	1,366ha	0ha	0%

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「状況調査」という。）及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。なお、従来から実施している、違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については適宜実施する。

・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

・利用状況調査及び利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム（eMAFF 農地ナビ）」に反映し、農地基本台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ、茨城県農地中間管理機構（以下「機構」という。）への貸付誘導に努める。

③ 非農地判断について

・利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地と再生利用困難な土地とを明確化し、それぞれに応じた処置を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
策定当初 (H31年3月)	1,180ha	509ha	43.2%
3年後の目標 (R4年3月)	1,180ha	708ha	60.0%
現 状 (R4年3月)	1,180ha	614ha	52.0%
目 標 (R6年3月)	1,180ha	779ha	66.0%

注1:「平成30年度農地中間管理機構を軸とした農地集積・集約化の推進に関する実施方針」の目標に基づき、担い手への農地利用集積率は66%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の実質化に伴う協力について

・地域における人と農地の課題解決を図る「人・農地プラン」の実質化を図るため、委員は地域の話合いの円滑な実施のために必要な協力を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

・農業委員会は、利根町、機構、JA水郷つくば等と連携・協力し、機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化して、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

・利根北部基盤整備事業、利根西部基盤整備事業、利根南部基盤整備事業の進捗状況を踏まえ、今後町内で行われる基盤整備事業による担い手への農地利用の集積の足掛かりとして、離農者及び遊休農地所有者等に対し農地中間管理事業を利用した利用権設定を推進する。

また、基盤整備事業区域外の農地は、機構による簡易な基盤整備事業の

活用や担い手へのあっせん等を行うなど、地域に応じた取り組みを推進する。

- ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い
- ・農地の所有者等を確認することが出来ない農地については、公示手続きを経て茨城県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
策定当初 (平成 31 年 4 月)	1 人 (0. 5 ha)	0 法人 (0 ha)
3 年後の目標 (令和 4 年 4 月)	2 人 (1. 5 ha)	2 法人 (3 0 ha)
現 状 (令和 4 年 3 月)	1 人 (0. 5 ha)	0 法人 (0 ha)
目 標 (令和 6 年 3 月)	3 人 (3. 0 ha)	3 法人 (5 0 ha)

注 1 : 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携及び推進方法について
- ・茨城県・機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者等を把握し、必要に応じ、相談対応や農地のあっせん等の支援を行う。
- ② 企業参入の促進について
- ・企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企業から直接農業参入について事情を伺いながら企業参入について検討する。